平成２２年（フ）第２０１４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地５丁目７－２
破産者　及川　　実
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１号
東京都豊島区池袋２丁目14番５号　丸十ビルⅡ６階
破産者　株式会社ハイブリッジグループ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６８号
東京都品川区東五反田１丁目18番４号
破産者　株式会社シーアンドシー・クルー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６９号
東京都目黒区目黒本町３丁目３番２号
破産者　株式会社ハイパー・クルー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７１号
東京都目黒区目黒本町３丁目３－２
破産者　今村　廉彦
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２２９号
神奈川県相模原市相模湖町寸沢嵐字西川2865番地１
破産者　有限会社ソーワアドバンス
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３０号
東京都杉並区永福３丁目57番16号
破産者　株式会社グッドライフ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３１号
宮城県白石市福岡八宮字杉ノ下南25番地の１
破産者　有限会社東北創和
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３９号
東京都豊島区南池袋３丁目８番３号
破産者　有限会社オフィス・エーシー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２４１号
埼玉県所沢市大字下安松1588－１－２－201
破産者　千葉美知子
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２４８号
千葉県野田市五木787
破産者　栗田　　晃
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２６５号
東京都日野市南平４丁目43番地の７
破産者　有限会社南龍
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２６６号
東京都八王子市松が谷50－２－102
破産者　中村　　勉
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３２８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27番13－1003号
破産者　株式会社ティーカンパニー
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３２９号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27－13－1003
破産者　柴田　　義
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３３０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27－13－1003
破産者　柴田　照夫
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３３８号
東京都新宿区上落合１丁目９番11号１階
破産者　ポプラ印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３４０号
東京都中野区沼袋１丁目30－６－201
破産者　後藤　眞弓
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５７号
東京都品川区大井１丁目25番３－906号
破産者　ヤマキ商事株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３５８号
東京都品川区大井１丁目25－３－906
破産者　山崎　輝男
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３９６号
東京都新宿区箪笥町29番地
破産者　株式会社シーダーズ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３９７号
東京都新宿区箪笥町29番地藤ハイム401
破産者　有限会社プリンティング・コスト・コンサルタンツ
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部